

西粟倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年5月23日(火) 午後7:00～

2. 開催場所 西粟倉村役場第一会議室

3. 出席委員(10人)

委員	草刈弘幸
	神原秀吾
	野々上良弘
	江見省三
	小椋義宣
	青木英隆
	萩原眞壽雄
	小林則男
	白旗武憲
	春名義昭

欠席者

上山光重
野田祐二

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による申請について

議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約について

議案第3号 利用権の設定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	上山 隆浩
事務員	豊福 靖宏
事務員	山本 優奈

事務局長

それでは、5月の農業委員会を始めさせていただきます。本日は、上山委員・野田委員より欠席の報告を受けています。西粟倉村農業委員会会議規則により、出席委員数は12名中10名であり、定足数に達していますので、本総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。それでは、農業委員会を始めさせていただきます。それでは会長よろしく申し上げます。

会長

みなさんこんばんは、先月は急用で体調を崩しまして、参加できなくて申し訳ございませんでした。今日も上山委員の方から体調不良と連絡ありまして聞いております。温度の変化もありますし、暑くなってきております。一つ体調管理には気を付けて過ごしていただきたいと思います。この農業委員会もあと7月で制度が変わり新しくなります。その準備の方も事務局の方でしていただいていると思いますけど、そういうことを頭において後7月まで一生懸命頑張ってやっていただきたいと思います。

事務局長

以降の議事進行につきましては、西粟倉村農業委員会会議規則によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行につきましては会長のほうにお願い致します。

会長

それでは、これより議事に入りたいと思います。

まず、会議録署名委員の指名をこちらからさせて頂いてもよろしいか。

(よろしいの声あり)

会長

了解を得ましたので、神原委員、野々上委員にお願い致します。

会長

それでは、議題にはいらさせていただきます。事務局の方よろしくお願ひします。

事務局

議案第1号

農地法第3条の規定による農地等の所有権移転、許可申請承認についてです。

土地の所在地は 大字長尾〇〇 登記地目 畑 面積〇〇㎡

譲渡人 西粟倉村大字長尾〇〇 〇〇 氏

譲受人 西粟倉村大字長尾氏〇〇 〇〇 氏

3ページが申請書になります。

4ページ～5ページは委任状です。

6ページが登記記録です。

7ページが申請地の位置図です。

8ページが通作経路図です。

9ページが申請地の地積図です。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひ致します。

会長

はい、それでは白旗委員から。

白旗委員

はい、それでは場所はオリーブの橋を渡ったすぐの所の畑になります。〇〇さんは認定農業者ですし、今後の管理において家から20mの所にあり、管理が行いやすいことから問題は無いと思いますのでよろしくお願いします。

会長

現状は事務局と確認を行っています。〇〇さんであれば問題ないと思われま。皆さんの方から、御意見はないですか。

(ありませんとの声あり)

第1号議案に承認していただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局

議案第2号

農地法第18条の規定による合意解約通知についてです。

土地の所在

借受人 〇〇氏 貸出人 〇〇氏

解約事由 双方合意 合意年月日 平成29年3月8日

11ページが通知書となります。解約後は〇〇氏が耕作予定となっています。

12ページが利用権設定の写しです。

13ページが位置図となります。

土地の所在 大字知社 〇〇 登記地目 田 面積〇〇㎡

大字知社 〇〇 登記地目 田 面積〇〇㎡

大字知社 〇〇 登記地目 田 面積〇〇㎡

神原委員

〇〇さんが体調を崩され今後の耕作が難しい状況となっている為、やむをえないと考えられます。解約後は〇〇さんが耕作を行われる予定であります。

会長

解約された後は認定農業者の〇〇さんがされるそうなので、問題ないかとおもわれます。

第2号議案に承認していただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局

議案第3号

利用権設定についてです。

利用権の設定をうける者 大字〇〇 〇〇氏

利用権の設定をする者 埼玉県〇〇 〇〇氏

利用権の設定をする土地の所在

大字知社 ○○ 登記地目 田 面積○○㎡

大字知社 ○○ 登記地目 田 面積○○㎡

大字知社 ○○ 登記地目 田 面積○○㎡

作物は水稻です。

契約期間 平成29年5月1日～平成34年3月31日までの4年11ヶ月間です。

無償での貸し借りで、使用貸借権の設定になります。

16ページが設定書類になり、設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

17ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

神原委員

はい、○○さんに調査を行いました。来年から水稻を始めるそうです。今年のところは自己保全管理を行い準備を行ってからの作付け予定であると聞いております。○○さんは認定農業者ですので、問題ないかと思われます。よろしくお願ひします。場所につきましては、○○さんだった家の前と、○○先生の北側山側に2つ、集落から離れたところなので、見にくい所です。

皆さん何か外に意見がありますか。

(ありませんの声あり)

会長

○○さんは認定農業者ですし、頑張ってやってもらいましょう。

第3号議案に承認していただける方は挙手お願ひします。

(全員挙手)

会長

はい、全員の同意を得ました。以上で本日の農業委員会は終了となりますがその他皆様の方で何かありますか。

(ありませんの声あり)

以上で全ての日程を終了させていただきます。お疲れ様でした。

西粟倉村農業委員会会議規則第8条の規定により作成された上記会議録は、西粟倉村農業委員会会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

会議録署名委員